

【表紙】

| | |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】 | 四半期報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の7第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年7月12日 |
| 【四半期会計期間】 | 第33期第1四半期（自平成25年3月1日至平成25年5月31日） |
| 【会社名】 | 株式会社ファミリーマート |
| 【英訳名】 | FamilyMart Co.,Ltd. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 中山 勇 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | (03)3989-6600（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 |
| 【電話番号】 | (03)3989-6600（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役経理財務本部長 小松崎 行彦 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第32期 第1四半期連結 累計期間 | 第33期 第1四半期連結 累計期間 | 第32期 |
|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 会計期間 | 自平成24年3月1日 至平成24年5月31日 | 自平成25年3月1日 至平成25年5月31日 | 自平成24年3月1日 至平成25年2月28日 |
| 営業総収入(百万円) | 81,877 | 82,328 | 334,087 |
| 経常利益(百万円) | 11,090 | 10,939 | 45,410 |
| 四半期(当期)純利益(百万円) | 4,844 | 5,534 | 25,020 |
| 四半期包括利益又は包括利益 (百万円) | 6,652 | 7,943 | 31,850 |
| 純資産額(百万円) | 228,734 | 250,616 | 247,755 |
| 総資産額(百万円) | 530,010 | 544,954 | 526,758 |
| 1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円) | 51.04 | 58.31 | 263.57 |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円) | - | - | - |
| 自己資本比率(%) | 41.5 | 44.2 | 45.3 |

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業総収入には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. IAS第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、第33期第1四半期連結会計期間より、一部の在外会社において当該会計基準を適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されるため、第32期の純資産額・総資産額等は遡及適用後の金額となっております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

(海外事業)

中国において深?市頂全便利店有限公司に対し設立出資を行い、関連会社としております。また、ベトナムにおいて現地パートナー企業との提携関係の解消及び保有する全株式の売却により、VI NA FAMILYMART CO., LTD. は関連会社から除外しております。

なお、当第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、ベトナムでの現地パートナー企業との提携関係の解消により、以下の契約は終了しております。

エリアフランチャイズに関する契約

| | |
|--------|--|
| 契約会社名 | 株式会社ファミリーマート（当社） |
| 相手方の名称 | VI NA FAMILYMART CO.,LTD.（ベトナム社会主義共和国法人） |
| 契約日 | 2011年10月14日 |
| 契約名 | 「エリアフランチャイズ契約」 |
| 契約の内容 | ベトナム社会主義共和国におけるコンビニエンスストア“ファミリーマート”の直営店及びフランチャイズ店の営業の許諾。 |
| 契約期間 | 2011年10月4日から向こう10年間 |
| 契約の条件 | ロイヤリティー 全売上高の一定料率 |

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日～同年5月31日）におけるわが国経済は、政府による金融緩和に対する期待感から、株価が回復するなどの明るい兆しが見られたものの、個人消費への影響は未だ限定的であり、小売業界におきましては依然として厳しい環境が続いております。

このような状況において、当社は、お客さまがコンビニエンスストアに求められる役割・機能を十分に認識し、その実現に取り組むとともに、「気軽にこころの豊かさ」を提案することで、選ばれ続けるチェーンを目指してまいります。また、全ての加盟店の成長力、収益力の向上に向けて、フランチャイザー機能をより一層充実させ、「商品力の向上」や「S&QCの徹底」等を通じた日商力の向上に取り組んでおります。

当第1四半期連結会計期間末のファミリーマートチェーン店舗数は、8,869店舗となり、国内エリアフランチャイザー4社を含めた国内店舗数は9,590店舗となりました。また、海外エリアフランチャイザーでは、台湾、タイ、韓国、中国、アメリカ、ベトナム、インドネシア及びフィリピンにおいて、合わせて12,811店舗となり、国内外合わせたファミリーマートチェーン全店舗数は22,401店舗となりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、営業総収入は823億2千8百万円（前年同期比0.6%増）、営業利益は101億6千9百万円（同6.9%減）、経常利益は109億3千9百万円（同1.4%減）、四半期純利益は55億3千4百万円（同14.2%増）となりました。

セグメントごとの業績は、以下のとおりであります。

なお、当第1四半期連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

国内事業

国内のコンビニエンスストア事業におきましては、商品面では、お客さまの生活に役立つオリジナル商品の開発を進め、品質の向上と品揃えの差別化を図ってまいりました。なかでも商品戦略面の軸となる「Family Mart collection」につきましては、独自のクオリティと日常的なニーズへの対応を追求することにより、中高年層や主婦層の来店頻度向上に寄与いたしました。また、重点カテゴリーであるFF（ファスト・フード）では、「ファミマ プレミアムチキン」の再強化や「あじわい Famima Café」ブランドのカウンターコーヒーの拡販が奏功し、前年実績を大幅に上回ったほか、平成25年5月に発売した「ファミから しょうゆ味 ぶんごや監修/しお味 もり山監修」が大ヒットを記録しております。

サービス面におきましては、毎月10日を「ポイントバックの日」として、Tポイントを利用してお買い物をするファミマTカード会員及びT会員に対して、抽選で利用ポイント全額をポイントバックするサービスを開始いたしました。また、4月からは「楽天ポイントギフトカード」の独占先行販売を開始し、会員数が8,000万人を超える楽天会員の来店動機の創出を図っております。

プロモーション面におきましては、「2014 FIFAワールドカップブラジル アジア地区最終予選」のテレビ放送に合わせて展開した「絶対に負けられない戦いが、そこにはある」キャンペーンや、人気ドラマ「ガリレオ」のオリジナルグッズが当たる「ガリレオキャンペーン」など、話題性の高いコンテンツを活用した販売促進策が好評を博しました。

運営面におきましては、少子高齢化の進行、単身世帯の増加といった社会構造の変化に伴い拡大している利用客層にご満足いただける売場を実現するため、店舗における陳列アイテム数を増加させ、幅広い需要への対応を図ってまいりました。また、個店毎の販売実績や天候要因などを分析して発注目安量を提示する「補充推奨発注システム」の本格導入により販売機会ロスの削減にも努めております。

店舗展開におきましては、投資回収率の向上を前提とした店舗網拡充を目的に掲げ、好立地への出店とマーケット変化に対応したB & S（ビルド&スクラップ）を適宜実施したほか、鉄道駅構内売店や病院内売店などのニューマーケットでの展開を推進いたしました。また、ドラッグストア一体型店舗につきましては、平成25年5月までにドラッグストア6社、調剤薬局2社と提携契約等を締結し、4店舗を運営しております。

その他の事業におきましては、平成25年3月に、清涼飲料の製造等を事業目的とした株式会社クリアウォーター津南を設立し、ファミリーマート店におけるミネラルウォーターのラインナップ強化を図っております。

これらの結果、国内事業の営業総収入は730億3千8百万円（前年同期比6.6%増）、セグメント利益（四半期純利益）は47億2千万円（同4.0%増）となりました。

海外事業

海外事業につきましては、引き続きアジアを中心に、日本発祥のコンビニエンスストアチェーンとして蓄積してきた当社独自のノウハウやITシステムを活用したビジネスモデルを送り出すことで、進出地域における出店を積極的に行ってまいりました。

台湾におきましては、イートインコーナーを設置した中食強化型店舗の拡大に取り組むとともに、マーケットの変化に対応したB & S（ビルド&スクラップ）を適宜実施し、集客力の向上に取り組んでおります。また、人気商品であるカウンターコーヒーや焼き芋などの取り扱いを拡大し、売上の向上と品揃えの差別化を図っております。

タイにおきましては、平成25年4月30日をもってSiam FamilyMart Co.,Ltd.からCentral FamilyMart Co.,Ltd.に事業会社の商号を変更いたしました。この商号変更を機に、タイにおける新パートナーである小売最大手Central Retail Corporation Limitedとの協業を加速させてまいります。同社のネットワークを最大限活用し、店舗開発や原材料調達を積極的に推進するとともに、日本のノウハウを生かした商品開発などにも取り組んでまいります。

韓国におきましては、多様化するお客さまの消費行動に対応するため、一人暮らしのお客さまに向けた中食商品や、価格競争力と品質を兼ね備えたPB商品などの開発を推し進めるとともに、薬局併設型店舗を展開するなど、国内第1位のコンビニエンスストアチェーンとしての地位を固めてまいりました。

その他の国、地域につきましては、中国の上海・広州・蘇州・杭州・成都の各地域に加えて、深?での店舗展開を目的に深?市頂全便利店有限公司を設立し、平成25年6月には第1号店を出店いたしました。また、海外8地域目となるフィリピンでは、平成25年4月にフィリピン1号店となる「ファミリーマートGlorietta3（グロリエッタスリー）店」を開店しております。

これらの結果、海外事業の営業総収入は92億9千万円（前年同期比30.4%減）、セグメント利益（四半期純利益）は8億1千4百万円（同167.0%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社及び当社の連結子会社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

当社は、フランチャイズ方式によるコンビニエンスストアの展開を主な事業内容とし、コンビニエンスストア事業に関連するその他のサービス等の事業活動を展開しております。株主・加盟店・取引先・従業員、そして地域社会等のステークホルダーと相互にプラスの関係を築きながら、共に成長し発展するという当社の基本姿勢である「共同成長（CO-GROWING）」の考え方にに基づき、加盟店と当社の継続的な収益向上を目指しています。

当社の経営に当たっては、フランチャイズビジネスに関する幅広いノウハウと豊富な経験、並びに国内外のステークホルダーとの間に築かれた取引関係等への十分な理解が不可欠です。これらは当社が創業以来培ってきた財産であり、当社の事業はこの財産にその源を有しております。

したがって、株主を含むステークホルダーとの間で成立している上記の財産に基づく当社の企業価値若しくは株主共同の利益を著しく毀損すると認められるような者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

そして、買収の目的やその後の経営方針等が、当社の企業価値若しくは株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのある者、当社株主に株式の売却を事実上強制するおそれがある者、当社に、当該買付に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を十分に与えることのない者、当社株主に対して、買付内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することのない者、買付の条件等（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付の実行の蓋然性等）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である者、当社企業価値の維持・増大に必要な不可欠なステークホルダーとの関係を破壊するおそれのある者等が、当社株式の大規模買付や買付提案を行う場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益を守る必要があると考えております。

基本方針の実現に資する取組み

1) 経営の基本方針

当社では、「ファミリーマート基本理念」を掲げ、『私たちファミリーマートは、ホスピタリティあふれる行動を通じて、お客さまに「気軽にこころの豊かさ」を提案し、快適で楽しさあふれる生活に貢献します。』と定めております。あわせて、社員・加盟店が共通の価値観をもって行動するための指針「ファミマシップ」を制定しております。

私たちファミリーマートは、「あなたと、コンビに、ファミリーマート」のスローガンのもと、この基本理念の実現を目指すとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

2) 中長期的な経営戦略

当社は、クオリティにおける業界のリーディングカンパニーを目指し、個店競争力の強化、商品力の強化、高質店舗網の構築に積極的に取り組むとともに、日本発祥のコンビニエンスストアとして、国内で磨き上げたファミリーマート・クオリティを海外に広げ、アジアNo.1の地位を確固たるものにしてまいります。また、その先にあるグローバルNo.1を目指し、海外での店舗展開を進めてまいります。

また、次に記載の「剰余金の配当等の決定に関する方針」のとおり、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。

（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策と位置付けております。剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針とし、当面、連結配当性向40%を目処に取り組んでまいります。なお、自己株式取得は、機動的な資本政策遂行のため、必要に応じて適宜実施する予定です。内部留保につきましては、財務体質の強化と、新規出店、既存店舗のリニューアル及び新規分野への戦略投資に充当し、経営の強化を図り、業績の一層の向上に努めてまいります。

今後も、ホスピタリティあふれる店づくりを通じて、お客さまから積極的な支持を得ることを目指す「ファミリーマートらしさ推進活動」の取組みを継続してまいります。また、商品開発、サービス、オペレーション、店舗開発、環境・CSRなどの全ての活動を推進し、社会インフラとしての基盤を固め、地域社会に貢献するとともに、売上・利益の向上及び企業価値の向上に取り組んでまいります。

3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスの強化が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるとの考えに基づき、次に記載の内部統制システムを構築・運用しております。

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の概要)

・取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、原則、毎月1回開催し、代表取締役等から職務の執行の状況につき報告を求めるものとします。また、当社では、監査機能を強化するため、監査役監査の実効性を確保するための措置を講ずるものとし、監査役は会計監査人の独立性が保たれているか否か監査するものとします。

倫理・法令遵守に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的な倫理・法令遵守の周知活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」による定期的な倫理・法令の遵守状況の監査を行うものとします。

当社は、倫理・法令遵守に関する「基本方針」等を制定し、食品衛生法等の主要な法令に対応する規程を整備するものとします。また、加盟者が遵守すべき倫理・法令につき各種のマニュアルを整備し、関係部門を通じ加盟者への周知・徹底をはかるものとします。

「内部情報提供制度」を設け、社内外に情報提供の窓口(ホットライン)を設置し、倫理・法令遵守の違反行為を是正し、また、未然に防止する体制を推進するものとします。

・損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社が直面する可能性のあるリスクの管理を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、全社的なリスク管理の推進、徹底活動を行うため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、各部門におけるリスク管理の状況につき定期的な監査を行うものとします。

当社の各部門が直面する可能性のあるリスクを評価・分類した「リスクマップ」を作成し、重点的に対処すべきリスクを抽出し、当該リスクの影響等を最小化するための体制及び方法等につき規程等を整備するものとします。

当社では、お客様の相談等を受け付ける部門を設置し、お客様からの苦情等を受け、これを経営に生かすよう努めるものとします。

当社では、大規模災害などの緊急事態が発生した場合でも、お客様に対するコンビニエンスストアとしての使命を果たすことを目的として、事業継続計画(BCP)を整備し、緊急事態への対応を行うものとします。

・財務報告の適正性を確保するための体制

当社の財務報告の適正性の確保に関する活動を統括する組織として、代表取締役社長直轄の委員会を、財務報告の適正性を確保するため専門の部門を設置するものとします。また、「監査室」は、当社における財務報告の適正性を確保する体制の状況につき定期的な監査を行うものとします。

当社は、財務報告の適正性に影響を与える主要な要因を抽出し、かかる要因による影響を最小化するための体制及び方法等につき規程等を金融商品取引法等に則り、整備するものとします。

・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会に上程する議案の予備的検討、業務執行の決定における諮問等を行う会議体として、代表取締役を議長とする経営検討会、経営会議、開発・営業政策会議を設置し、迅速かつ慎重な審議により業務執行の決定を行うものとし、執行役員制を採用し、可能な限り業務の執行を執行役員に委譲することにより、業務執行の効率化をはかるものとします。また、取締役会で各取締役の業務分担を定め、さらに、職務権限及び業務決裁に関する規程を制定し、各取締役の職務権限及び責任等を明確にし、業務執行の適正化をはかるものとします。

・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営検討会、経営会議その他の重要な会議の議事録、並びに稟議書、決裁書その他の重要な決裁に係る書類(電磁的媒体を含みます。)に記載又は記録された情報の作成、保存及び管理等について法令に適合する内容の文書取扱規程を整備するとともに、取締役、監査役その他の関係者が法令に従い上記の書類等を閲覧できる体制を整備するものとします。

・当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社では、子会社及び関連会社からなるグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとします。また、グループ会社に対し主要な内部統制項目の体制整備について助言・指導を行うものとします。

グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備をはかるものとします。

- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役は、監査役会事務局を設置し、専任の従業員を置くものとし、監査役は当該従業員に監査業務に必要な事項について指揮・命令することができるものとし、
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、当該職務を行うにあたっては、監査役からの指揮・命令のみに服し、取締役その他の従業員の指揮・命令は受けないものとし、
- ・ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営検討会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受け、関係資料を閲覧するものとし、
取締役及び従業員は、内部監査の結果、「内部情報提供制度」の実施状況、競業取引及び自己取引等について定期的に監査役に報告するものとし、
- ・ その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、定期的に代表取締役と会合をもち、経営上の課題、会社を取り巻くリスク等について報告を受け、意見の交換を行い、また、「監査室」から内部監査の報告を受けるものとし、
監査役は、監査を行うため必要と認められる場合は、外部の専門家に調査を委託又は意見を求めることができるものとし、

上記の取組みが基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではないこと及び会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと並びにその判断に係る理由

上記の取組みは、株主を含むステークホルダーとの間に成立している当社の財産を最大限に活用し、収益の維持・向上と株主への利益還元を図り、当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであります。

したがって、上記の取組みは、基本方針に沿うものであり、株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(3) 研究開発活動

研究開発活動については、当社はコンビニエンスストアのオリジナル商品の開発を常に進めておりますが、その他特記すべき事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 250,000,000 |
| 計 | 250,000,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年5月31日) | 提出日現在 発行数(株) (平成25年7月12日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|---------------|
| 普通株式 | 97,683,133 | 97,683,133 | 東京証券取引所 (市場第一部) | 単元株式数 100株 |
| 計 | 97,683,133 | 97,683,133 | - | - |

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|--------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成25年3月1日～ 平成25年5月31日 | - | 97,683 | - | 16,658 | - | 17,056 |

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため記載することができないことから、直前の基準日（平成25年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成25年2月28日現在)

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-----------------|----------|----------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | 普通株式 2,754,500 | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 94,819,800 | 948,198 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 108,833 | - | 一単元(100株)未満の株式 |
| 発行済株式総数 | 97,683,133 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 948,198 | - |

(注)「完全議決権株式(その他)」の株式数の欄には、証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。
また、議決権の数の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

(平成25年2月28日現在)

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|-------------|------------------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| (株)ファミリーマート | 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 | 2,754,500 | - | 2,754,500 | 2.81 |
| 計 | - | 2,754,500 | - | 2,754,500 | 2.81 |

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 前連結会計年度 (平成25年2月28日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日) |
|---------------|-------------------------|------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 88,227 | 94,126 |
| 加盟店貸勘定 | 14,644 | 14,403 |
| 有価証券 | 51,080 | 41,653 |
| 商品 | 8,161 | 8,695 |
| 未収入金 | 30,238 | 35,652 |
| その他 | 34,533 | 41,272 |
| 貸倒引当金 | 243 | 211 |
| 流動資産合計 | 226,642 | 235,592 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物(純額) | 40,028 | 41,210 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 47,838 | 52,587 |
| 土地 | 16,267 | 16,548 |
| その他(純額) | 5,019 | 5,572 |
| 有形固定資産合計 | 109,154 | 115,919 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 5,322 | 5,178 |
| その他 | 15,086 | 14,381 |
| 無形固定資産合計 | 20,409 | 19,559 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 36,947 | 39,162 |
| 敷金及び保証金 | 117,895 | 119,037 |
| その他 | 18,603 | 18,457 |
| 貸倒引当金 | 2,894 | 2,773 |
| 投資その他の資産合計 | 170,552 | 173,882 |
| 固定資産合計 | 300,116 | 309,362 |
| 資産合計 | 526,758 | 544,954 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 75,489 | 83,431 |
| 加盟店借勘定 | 4,731 | 5,584 |
| 未払金 | 21,785 | 17,208 |
| 未払法人税等 | 14,392 | 4,311 |
| 預り金 | 74,318 | 88,403 |
| その他 | 17,343 | 19,873 |
| 流動負債合計 | 208,062 | 218,813 |
| 固定負債 | | |
| リース債務 | 35,271 | 39,191 |
| 退職給付引当金 | 8,639 | 8,813 |
| 資産除去債務 | 12,694 | 12,822 |
| 長期預り敷金保証金 | 10,457 | 10,633 |
| その他 | 3,878 | 4,063 |
| 固定負債合計 | 70,940 | 75,525 |
| 負債合計 | 279,003 | 294,338 |

| | 前連結会計年度 (平成25年2月28日) | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日) |
|----------------|-------------------------|------------------------------|
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 16,658 | 16,658 |
| 資本剰余金 | 17,389 | 17,389 |
| 利益剰余金 | 213,580 | 213,989 |
| 自己株式 | 8,752 | 8,754 |
| 株主資本合計 | 238,875 | 239,283 |
| その他の包括利益累計額 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,628 | 2,524 |
| 為替換算調整勘定 | 1,526 | 697 |
| 在外会社の退職給付債務調整額 | 174 | 180 |
| その他の包括利益累計額合計 | 72 | 1,646 |
| 少数株主持分 | 8,952 | 9,686 |
| 純資産合計 | 247,755 | 250,616 |
| 負債純資産合計 | 526,758 | 544,954 |

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
|-----------------|---|---|
| 営業収入 | | |
| 加盟店からの収入 | 47,939 | 51,451 |
| その他の営業収入 | 7,545 | 8,044 |
| 営業収入合計 | 55,484 | 59,495 |
| 売上高 | 26,392 | 22,833 |
| 営業総収入合計 | 81,877 | 82,328 |
| 売上原価 | 18,527 | 15,224 |
| 営業総利益 | 63,349 | 67,104 |
| 販売費及び一般管理費 | 52,423 | 56,934 |
| 営業利益 | 10,926 | 10,169 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 358 | 392 |
| 受取配当金 | 52 | 51 |
| 持分法による投資利益 | - | 265 |
| その他 | 146 | 314 |
| 営業外収益合計 | 557 | 1,025 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 207 | 241 |
| 持分法による投資損失 | 143 | - |
| その他 | 41 | 14 |
| 営業外費用合計 | 392 | 255 |
| 経常利益 | 11,090 | 10,939 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 9 | 17 |
| 関係会社株式売却益 | - | 670 |
| 特別利益合計 | 9 | 688 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 555 | 448 |
| 減損損失 | 616 | 714 |
| 賃貸借契約解約損 | 293 | 322 |
| その他 | 163 | 257 |
| 特別損失合計 | 1,628 | 1,743 |
| 税金等調整前四半期純利益 | 9,470 | 9,884 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 4,447 | 4,173 |
| 法人税等調整額 | 46 | 112 |
| 法人税等合計 | 4,401 | 4,061 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 5,069 | 5,823 |
| 少数株主利益 | 224 | 288 |
| 四半期純利益 | 4,844 | 5,534 |

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
|------------------|---|---|
| 少数株主損益調整前四半期純利益 | 5,069 | 5,823 |
| その他の包括利益 | | |
| 其他有価証券評価差額金 | 101 | 900 |
| 為替換算調整勘定 | 1,058 | 721 |
| 在外会社の退職給付債務調整額 | - | 15 |
| 持分法適用会社に対する持分相当額 | 423 | 513 |
| その他の包括利益合計 | 1,583 | 2,119 |
| 四半期包括利益 | 6,652 | 7,943 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る四半期包括利益 | 5,833 | 7,253 |
| 少数株主に係る四半期包括利益 | 818 | 689 |

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

| |
|--|
| 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
| (持分法適用の範囲の重要な変更) 当第1四半期連結会計期間より、新たに設立出資を行った深?市頂全便利店有限公司を持分法適用の範囲に含めております。また、保有する全株式の売却により、VI NA FAMILYMART CO., LTD. を持分法適用の範囲から除外しております。 |

【会計方針の変更等】

| |
|--|
| 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
| (会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更) I A S 第19号「従業員給付」(平成23年6月16日改訂)が、平成25年1月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間より、一部の在外会社において当該会計基準を適用し、数理計算上の差異、過去勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額等の認識方法の変更等を行っております。 当該会計方針の変更は遡及適用され、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度における当該遡及適用による影響は軽微であります。 |
| (会計上の見積りの変更と区分することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成25年3月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。 なお、これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

| 前連結会計年度 (平成25年2月28日) | | 当第1四半期連結会計期間 (平成25年5月31日) | |
|-------------------------|----------|------------------------------|----------|
| (株)北海道ファミリーマート | 66百万円 | (株)北海道ファミリーマート | 63百万円 |
| ポケットカード(株) | 4,089 | ポケットカード(株) | 1,202 |
| | | Central FamilyMart Co.,Ltd. | 16 |
| 計 | 4,156百万円 | 計 | 1,282百万円 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
|--------|---|---|
| 減価償却費 | 4,406百万円 | 5,403百万円 |
| のれん償却額 | 97 | 143 |

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|-------|
| 平成24年4月17日 取締役会 | 普通株式 | 3,987 | 42.00 | 平成24年2月29日 | 平成24年5月7日 | 利益剰余金 |

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日至平成25年5月31日)

配当金支払額

| (決議) | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|-------|
| 平成25年4月16日 取締役会 | 普通株式 | 5,126 | 54.00 | 平成25年2月28日 | 平成25年5月2日 | 利益剰余金 |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注) |
|-----------------------------|---------|--------|--------|-----|--------------------------|
| | 国内事業 | 海外事業 | 計 | | |
| 営業総収入 | | | | | |
| 外部顧客に対する 営業総収入 | 68,533 | 13,343 | 81,877 | - | 81,877 |
| セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高 | - | - | - | - | - |
| 計 | 68,533 | 13,343 | 81,877 | - | 81,877 |
| セグメント利益 | 4,540 | 304 | 4,844 | - | 4,844 |

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年3月1日 至平成25年5月31日)

1. 報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 | 四半期連結損益 計算書計上額 (注) |
|-----------------------------|---------|-------|--------|-----|--------------------------|
| | 国内事業 | 海外事業 | 計 | | |
| 営業総収入 | | | | | |
| 外部顧客に対する 営業総収入 | 73,038 | 9,290 | 82,328 | - | 82,328 |
| セグメント間の 内部営業総収入 又は振替高 | - | - | - | - | - |
| 計 | 73,038 | 9,290 | 82,328 | - | 82,328 |
| セグメント利益 | 4,720 | 814 | 5,534 | - | 5,534 |

(注)セグメント利益の合計額は、四半期連結損益計算書の四半期純利益と一致しております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社グループでは、セグメント情報における報告セグメントについて、これまで「国内事業」、「台湾事業」、「タイ事業」及び「韓国事業」に区分しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「国内事業」及び「海外事業」の区分に変更しております。

これは、近年の海外展開地域の拡大や事業展開方法の多様化を受け、連結業績管理の観点から従来の体制に加えて、海外事業全体としての業績管理・監督の強化を目的とした組織変更など経営管理体制の見直しを行ったことから、従来の「台湾事業」、「タイ事業」、「韓国事業」及び報告セグメントに含まれない事業セグメント(「その他」)を「海外事業」として結合し、新たな報告セグメントとしたものであります。

合わせて、各報告セグメントの経営成績をより適切に把握するため、これまで「国内事業」において計上しておりました、在外法人とのエリアフランチャイズ契約に基づくロイヤリティー収入等の損益を、「海外事業」において計上する方法に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、上記変更後の報告セグメントの区分及び測定方法に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成25年3月1日 至平成25年5月31日) |
|----------------------|---|---|
| 1株当たり四半期純利益金額(円) | 51.04 | 58.31 |
| (算定上の基礎) | | |
| 四半期純利益金額(百万円) | 4,844 | 5,534 |
| 普通株主に帰属しない金額(百万円) | - | - |
| 普通株式に係る四半期純利益金額(百万円) | 4,844 | 5,534 |
| 普通株式の期中平均株式数(千株) | 94,930 | 94,928 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(剰余金の配当)

平成25年4月16日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|------------|
| 1. 配当金の総額 | 5,126百万円 |
| 2. 1株当たり配当額 | 54円00銭 |
| 3. 基準日 | 平成25年2月28日 |
| 4. 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成25年5月2日 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月3日

株式会社ファミリーマート
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石塚 雅博 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永山 晴子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファミリーマートの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年3月1日から平成25年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファミリーマート及び連結子会社の平成25年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。